

岩手県教職員 働き方改革プラン (2021~2023)

令和3年2月
岩手県教育委員会

< 目 次 >

第1	はじめに	1
第2	プラン策定の趣旨	2
第3	前プランに基づく県教育委員会の取組	3
第4	前プランに基づく取組の評価	7
第5	学校を取り巻く環境変化	10
第6	プランの期間	11
第7	教育委員会規則に定める時間外在校等時間の上限	11
第8	プランの目標	12
第9	具体的取組	13
	Ⅰ 県立学校の取組	13
	Ⅱ 県教育委員会の取組	15
	Ⅲ 市町村教育委員会・市町村立学校の取組	21
第10	プランの推進	21
	【参考資料1】 県立学校における教員の時間外在校等時間の状況	22
	【参考資料2】 教職員の病気療養状況	23
	【参考資料3】 国の動向	24
	【参考資料4】 「岩手県教職員働き方改革プラン」策定・推進会議	26

第1 はじめに

本格的な人口減少社会の到来や、少子高齢化の進行、高度情報化、グローバル化の進展など社会経済情勢が大きく変容する中において、全国的に教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況にあります。

岩手県教育委員会では、平成30年6月に、岩手県教職員働き方改革プランを策定し、3年間の取組期間において、学校の取組と両輪になって、教職員の負担軽減・健康確保等に重点的に取り組んできました。

取組による一定の成果は見られましたが、教職員の担っている業務量、長時間勤務の実態は未だ深刻な状況にあり、学校における働き方改革を推進していくことは、引き続き県教育行政の最重要課題と捉えています。

国においては、平成31年1月に中央教育審議会に取りまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申を受け、給特法(※)を改正し、教員の時間外在校等時間の上限等に関する指針を示すなど、答申の具体化に向け、必要な条件整備を進めているところです。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、学校においても新しい生活様式が求められるなど、教職員を取り巻く労働環境も急速に変化を迎えています。

こうした現状を踏まえつつ、県教育委員会では、新たに令和3年度から令和5年度までを取組期間とする「岩手県教職員働き方改革プラン(2021~2023)」を策定し、学校における働き方改革の実現に向けた取組を一層強力に推進することとしました。

学校の働き方改革は、単に教職員の時間外在校等時間を削減することを終局目的とするものではありません。

その目指す姿は、教職員がワーク・ライフ・バランスを確保しながら、授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって子どもたち一人一人に向き合うことができる時間を少しでも多く確保していくことにあります。

そして、この目指す姿の実現は、岩手の未来を担う大切な子どもたちに、質の高い教育を持続的に提供することにつながるものであり、これこそが学校の働き方改革の終局目的と考えています。

優秀な若者にこれからも教職員を志してもらうためにも、教職員の仕事をより魅力的なものにしていく必要があります。

県教育委員会は、市町村教育委員会と連携し、学校が担っている業務の適切な役割分担を進めながら、学校の取組支援や、教職員の負担軽減のための環境整備、健康確保等に全力で取り組んでいきます。

岩手県教育委員会

※給特法：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）

第2 プラン策定の趣旨

1 プランの位置付け

- 本プランは、学校における働き方改革の実現に向けて、県立学校及び県教育委員会のそれぞれが実施する取組と目標を示すとともに、市町村教育委員会においても、市町村立学校の働き方改革の実現に向けて、学校とともに取り組んでいただきたい内容を示したものです。
- 県教育委員会と市町村教育委員会が連携しながら、それぞれの目標に向け、学校とともに取組を進めることにより、県内の学校全体の働き方改革の実現を目指します。

2 プランの目的

- 本プランにおける具体的取組の推進を通じ、教職員の長時間勤務を縮減し、多忙感を軽減することにより、教職員が、ワーク・ライフ・バランスを確保しながら、授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって子どもたち一人一人に向き合うことができる時間を少しでも多く確保できることを目指します。
- 学校における働き方改革を実現することにより、岩手の未来を担う大切な子どもたちに、質の高い教育を持続的に提供することにつなげていきます。

第3 前プランに基づく県教育委員会の取組

前プラン期間である平成30年度から令和2年度までの3ヵ年度においては、「教職員の負担軽減」・「教職員の健康確保等」の2つの柱に基づき、各種の働き方改革の取組を総合的かつ着実に実施してきました。

1 教職員の負担軽減

大項目	具体的取組	対象校種		前プランの取組状況		
		県	小	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(1) 「チームとしての学校」の推進	①少人数学級の拡充		○	35人学級を小学校5年生に拡充	35人学級を小学校6年生に拡充 (小中全学年で実施)	35人学級を小中学校の全学年で実施
	②スクールサポートスタッフ等の配置	○	○	スクールサポートスタッフを小中学校に配置(13校・13人)	スクールサポートスタッフを小中学校に配置(23校・23人)	・スクールサポートスタッフを小中学校に配置(7校・7人) ・教員業務等支援職員を県立高等学校に配置(40校・40人)
	③非常勤の専門スタッフの配置					
	かがやきプラン推進事業支援員	○		県立学校に配置(38校・41人)	県立学校に配置(34校・38人)	県立学校に配置(31校・38人)
	学校徴収金会計担当非常勤事務職員	○		県立高等学校に配置(35校・35人)	県立高等学校に配置(35校・35人)	教員業務等支援職員に移行
	すこやかサポート職員		○	下記の課題を有する学校に配置(90校・90人) (30人超え学級、多人数複式校、生徒指導、学習指導)	左記の学校に配置(83校・83人)	左記の学校に配置(54校・54人)
	学校生活サポート職員		○	下記の課題を有する中学校に配置(104校・104人) (学習指導、不登校、いじめ・暴力行為)	左記の学校に配置(80校・102人)	左記の学校に配置(52校・53人)
④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	○	○	・SC：県立・市町村立学校に配置(472校・91人)	・SC：県立・市町村立学校に配置(465校・88人)	・SC：県立・市町村立学校に配置(457校・91人)	

			・SSW：各教育事務所に配置 (6事務所・18人)	・SSW：各教育事務所に配置 (6事務所・18人)	・SSW：各教育事務所に配置 (6事務所・18人)																				
	⑤事務の共同処理の推進	○	32市町村で共同実施を実施 (兼務発令対応の1村除く。)	「共同学校事務室」モデル事業 (雫石町)を実施	平成30年度・令和元年度の取組 を継続																				
(2) 教職員 業務改善	①校務支援システムの改修	○	県立のシステムは、平成30年度 末で改修完了	—	—																				
	②各種の学習状況調査の運用の 改善	○	中2英語の調査を英検I B Aに より実施	同様の取組を実施	同様の取組を実施																				
	③労働安全推進モデル校におけ る取組の推進及び波及	○	盛岡一高、花巻清風支援をモデル 校として指定し、業務改善等 の取組を推進(H27年度～)	同様の取組を実施	同様の取組を実施																				
	④多忙化解消の視点を持った研 究指定の実施	○	・国、県、市町村指定の総数は、平成20年度に比して40%程度にまで減少 <table border="1" data-bbox="869 671 1989 850"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>121校</td> <td>62校</td> <td>73校</td> <td>49校</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>80校</td> <td>45校</td> <td>28校</td> <td>31校</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>201校</td> <td>107校</td> <td>101校</td> <td>80校</td> </tr> </tbody> </table> ・発表資料の削減、研究紀要の作成合理化、礼状の省略等の取組の働きかけを実施		平成20年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	小学校	121校	62校	73校	49校	中学校	80校	45校	28校	31校	計	201校	107校	101校	80校		
		平成20年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																				
小学校	121校	62校	73校	49校																					
中学校	80校	45校	28校	31校																					
計	201校	107校	101校	80校																					
⑤学校マネジメントに関する調 査研究の実施	○	平成30年度に、花巻市教委、石 鳥谷小、石鳥谷中をモデル指定 し、各種取組の調査研究を実施	事業の最終報告を県下学校に周 知し、取組を波及	同様の取組を実施																					
⑥登下校に関する関係機関・地 域との連携強化	○	各市町村のスクールガード・リ ーダーの配置等を支援 (16市町村)	各市町村のスクールガード・リ ーダーの配置等を支援 (16市町村)	各市町村のスクールガード・リ ーダーの配置等を支援 (16市町村)																					
⑦学校給食費の公会計化に向け た検討	○	先進事例を情報提供する等、市 町村の環境整備を支援 (公会計を実施する市町村：21 市町村)	先進事例を情報提供する等、市 町村の環境整備を支援 (公会計を実施する市町村：22 市町村)	先進事例を情報提供する等、市 町村の環境整備を支援 (公会計を実施する市町村：27 市町村)																					

	⑧教員等のWGによる業務のスクラップアンドビルドの検討	○	○	教員、事務職員等によるWGを設置し、下記3つの作業部会による提案をとりまとめ ・業務スクラップ・効率化 ・業務分掌の在り方 ・部活動の在り方	引き続きWGを設置し、下記2つの作業部会による提案をとりまとめ ・教員の本来的業務に係る改善等 ・教員の付带的業務に係るスクラップ等	WGによる提案内容を実施
(3) 部活動 の適正 な運営	①部活動指導員の配置	○	○	・市町村立中学校：14校・14人を配置 ・県立学校：24校・28人を配置	・市町村立中学校：51校・65人を配置 ・県立学校：35校・46人を配置	・市町村立中学校：54校・78人を配置 (R3.1現在) ・県立学校：40校・61人を配置 (R3.1現在)
	②部活動の在り方に関する県方針の策定	○	○	平成30年6月に県の方針を策定し、部活動休養日や活動時間の基準を定めた	令和元年8月に方針を改定 ・文化部が「ドライン」の内容の追加 ・教育的意義（部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの）の追加 ・適切な部活動体制の推進（参加を義務付けない、活動を強制しない、体罰等の根絶）の追加	県立学校、市町村教育委員会に対して、方針の周知と共通理解を徹底

2 教職員の健康確保等

大項目	具体的取組	対象校種		前プランの取組状況		
		県立	小中	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(1) 勤務時 間の適 正管理	①タイムカード等導入による客観的な勤務時間把握	○		平成30年8月より全県立学校にタイムカードを導入し、客観的在校等時間を把握	同様の取組を実施	同様の取組を実施
	②盆・年末年始等の学校閉庁日の設定	○		学校閉庁日の設定を開始（盆3日程度、年末年始6日程度）	全県立学校において盆3日程度、年末年始6日程度の学校閉庁日を設定	全県立学校において盆3日程度、年末年始6日程度の学校閉庁日を設定

	③留守番電話等による時間外対応の在り方について検討	○		県立学校 8 校に設置	県立学校 25 校に設置 (累計 33 校)	県立学校 23 校に設置予定 (累計 56 校見込)
(2) 労働安全 衛生体制 の確立	①小中学校労働安全衛生管理研修会の実施		○	県内 6 カ所 (教育事務所単位) で、各所属の管理職員を対象とする悉皆研修を実施	県内 6 カ所 (教育事務所単位) で、各所属の管理職員を対象とする悉皆研修を実施	県内 6 カ所 (教育事務所単位) で、各所属の管理職員を対象とする研修を実施 (書面送付)
	②労働安全推進モデル校における取組の推進及び波及 (再掲)	○		盛岡一高、花巻清風支援をモデル校として指定し、業務改善等の取組を推進 (平成 27 年度～)	同様の取組を実施	同様の取組を実施
(3) 心とからだの 健康対策	①長時間勤務者への産業医による保健指導の強化	○		・保健指導対象者を従前の時間外在校等時間「月 100 時間以上」から「月 80 時間以上」に拡大 ・平成 30 年度の保健指導実施者 : 12 人	・令和元年度の保健指導実施者 : 11 人	・令和 2 年 4 月より、時間外在校等時間月 100 時間以上の者は必須とした ・令和 2 年度の保健指導実施者 : 60 人 (R3.1 現在)
	②専門医によるメンタルヘルス相談窓口の設置	○	○	年 9 回窓口を設置 (別事業での 3 回と併せ、通年での相談体制を整備)	年 9 回窓口を設置 (別事業での 3 回と併せ、通年での相談体制を整備)	年 9 回窓口を設置 (別事業での 3 回と併せ、通年での相談体制を整備)

第4 前プランに基づく取組の評価

1 目標の達成状況

目標1 業務への充実感や、健康面での安心感の向上

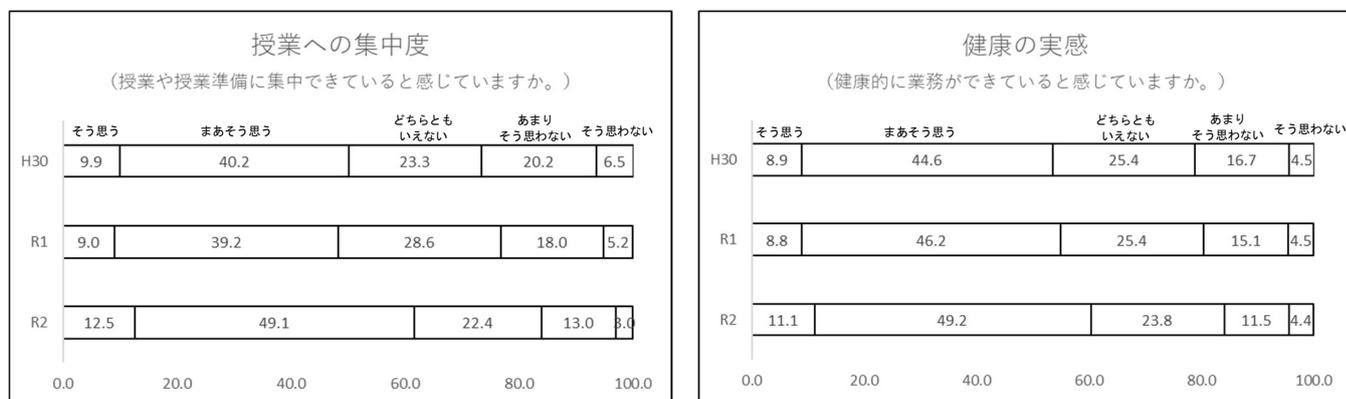
(1) 内容

「授業や授業準備に集中できている」、「健康でいきいきと業務を行っている」等の肯定的実感が、プラン策定後から向上することを目指す。

(これらの実感の変化を把握するため、教職員へのアンケート調査を実施)

(2) 結果

教職員へのアンケート調査結果によれば、令和2年度の調査時点(R2.6)で、「授業への集中度」、「健康の実感」の項目等において肯定的実感の向上が見られます。



全校種の教職員への抽出アンケート調査 (H30～R2 県教育委員会実施)

目標2 県立学校における長時間勤務者の割合の削減

(1) 内容

県立学校において、時間外在校等時間が月 80 時間以上の長時間勤務者の割合を下記のとおり削減する。

時間外在校等時間	H30 年度	R1・R2 年度	R3 年度以降 できるだけ速やかに
月 80 時間以上	前年度比 3 割減	前年度比 3 割減	長時間勤務 ゼロを達成
うち 月 100 時間以上	前年度比 半減	ゼロ	

(2) 結果

令和2年度第3四半期までの状況では、目標値の達成には至っていませんが、目標値に近い水準まで減少しています。

単位：％

時間外在校等時間		H30 年度	R1 年度	R2 年度
月 80 時間以上	目標	6.2	4.3	3.0
	実績	9.6	8.8	3.5 (※)
うち 月 100 時間以上	目標	2.4	0.0	0.0
	実績	4.8	4.1	0.3 (※)

※ 令和2年度は、第3四半期までの実績

2 これまでの取組の成果

- 「1 目標の達成状況」のとおり、前プランに基づき各種取組を総合的に推進してきたことは、教職員の肯定的実感の向上や、時間外在校等時間の縮減に一定の成果をもたらしました。

【時間外在校等時間が月 80 時間以上の教員の割合の推移】

(単位：％)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
H28	10.6	22.0	9.2	12.5	7.1	7.6	13.5	6.4	8.5	6.1	2.7	5.9	9.3
H29	9.4	19.4	8.9	11.8	7.9	7.8	13.4	5.4	7.5	5.9	2.4	5.8	8.8
H30	8.7	17.0	8.0	8.8	9.6	12.4	18.1	7.4	8.1	6.6	2.5	7.9	9.6
R1	13.9	23.0	10.8	12.1	8.0	8.1	12.7	6.0	3.7	4.4	2.1	0.2	8.8
R2	1.2	2.2	2.2	6.1	3.3	3.3	9.6	1.8	1.5				3.5

【時間外在校等時間が月 100 時間以上の教員の割合の推移】

(単位：％)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
H28	5.7	14.0	5.0	8.2	3.6	3.8	9.0	2.8	4.8	3.5	1.3	3.4	5.4
H29	4.8	12.3	4.0	7.0	4.0	4.0	7.1	2.9	3.8	3.3	1.0	2.7	4.7
H30	3.8	9.6	3.9	5.0	5.0	6.4	9.4	2.8	4.1	2.6	1.1	4.2	4.8
R1	6.3	13.2	4.4	5.7	4.0	4.0	5.8	1.6	1.5	1.6	0.4	0.1	4.1
R2	0.2	0.1	0.3	0.6	0.1	0.2	0.7	0.0	0.1				0.3

備考1 平成30年7月までは、例年と同水準又は減少傾向で推移していたが、同年8月に全県立学校にタイムカードを導入したことにより、在校等時間のより正確な把握が進み、割合が増加。

備考2 令和元年8月から（網掛け部分）は、タイムカードの導入後という同一条件で前年度比較を行うことが可能となったが、ここからは減少傾向に転じている。

備考3 令和2年3月に、過去最低にまで割合が減少しているが、これは新型コロナウイルス感染症対策としての部活動の禁止、各種研修・会議・行事等の見直しが大きく影響している。

- 管理職員の適切なマネジメント等を推進してきたことは、教職員が勤務時間を意識した働き方へと意識を変えることにつながるとともに、時間外在校等時間の縮減にも効果がありました。

3 次期プラン（本プラン）に向けた課題

- 長時間勤務者の縮減の成果があった一方で、新型コロナウイルス感染症対策としての部活動の禁止、各種研修・会議・行事等の見直しも縮減の一因となっており、教職員の負担軽減や健康確保、教員が担うべき業務の明確化・適正化等の働き方改革の各種取組は、今後も一層推進していく必要があります。
- 時間外在校等時間の縮減に焦点が当たり、学校現場において、教育の質の確保と長時間勤務の縮減との間での難しさを感じていたことが懸念されます。
学校主体の働き方改革の取組をスムーズに後押しする目標設定の在り方を検討する必要があります。
- 各県立学校が働き方改革の取組を主体的に進めていますが、プランは県教育委員会が実施する取組を中心とした構成となっており、学校と県教育委員会が両輪で取組を進めていくということが見えづらくなっていました。
- 県、市町村の各教育委員会は、サービス監督権者の立場から、それぞれが設置する学校（市町村教育委員会にあっては市町村立学校）の働き方改革を主体的に推進する立場にありますが、その双方の役割について、プランにおいて明確にされていませんでした。

第5 学校を取り巻く環境変化

1 時間外在校等時間の上限に関する条例・規則の施行

- 服務監督教育委員会が、教員の時間外在校等時間を上限の範囲内とするため、その業務量の適切な管理を行うこと等を内容とする条例及び規則（下記）が令和2年8月1日に施行されました。
 - ・ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（令和2年岩手県条例第36号）
 - ・ 県立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則（令和2年岩手県教育委員会規則第9号）

※ 詳細は第7参照

2 新型コロナウイルス感染症への対応

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、学校においても新しい生活様式が求められています。
- これまでの新型コロナウイルス感染症への対応として、部活動の禁止、各種研修・会議・行事等の中止などをせざるを得ない状況が、結果的に、時間外在校等時間の削減や、負担軽減の実感の向上につながる側面もありました。

3 GIGAスクール構想の実現に向けた対応

- GIGAスクール構想による児童生徒1人1台端末等の学校におけるICT環境の整備が進められており、多様な子どもたちに個別最適化され、その資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現が目指されています。

第6 プランの期間

令和3年度から令和5年度まで

プラン策定後の学校を取り巻く環境変化や長時間勤務者の推移等を踏まえ、取組や目標等の適切な見直しが可能となるよう、前プラン同様の3ヵ年度の計画期間とします。

第7 教育委員会規則に定める時間外在校等時間の上限

県教育委員会は、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」に基づき、「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則」を制定し、令和2年8月1日より教員の時間外在校等時間の上限等に関し、以下のとおり定めています。

【規則の概要】

【原則】

県教育委員会は、教育職員の時間外在校等時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、業務の量の適切な管理を行うものとする。

- ・ 1箇月について45時間
- ・ 1年について360時間

【例外】

県教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、次に掲げる時間又は月数の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- ・ 1箇月における時間外在校等時間：100時間未満
- ・ 1年における時間外在校等時間：720時間
- ・ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間：80時間
- ・ 1年のうち1箇月における時間外在校等時間が45時間を超える月数：6箇月

第8 プランの目標

時間外在校等時間を規則に定める上限内とすることを段階的に実現するため、プラン期間（令和3年度～令和5年度）における目標を下記のとおりとします。

1 県立学校の教員の時間外在校等時間の縮減

(1) 時間外在校等時間が月100時間以上の者を令和3年度からゼロにする。

【設定の考え方】

- 時間外在校等時間が月100時間以上となる状況は、1カ月でも業務と労働災害との関係性が認定される危険な水準であること。
- 校務の負担感の度合いはその内容や従事する教職員によって様々であるが、たとえ本人が大きな負担感を感じていない場合でも、家族との時間やプライベート時間、自己研鑽の時間をほとんど持てない生活となっていることが懸念されること。

(2) 時間外在校等時間（週休日の部活動指導従事時間を除く。）が月45時間超、年360時間超の者を下記のとおり段階的に縮減する。

時間外在校等時間	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月45時間超	令和2年度実績	令和2年度実績	ゼロ
年360時間超	の5割減	の8割減	

【設定の考え方】

- 週休日の部活動指導は、教員の長時間勤務の主な要因となっており、特に移動時間が多くを占める大会引率に従事する場合などは、時間外在校等時間が規則に定める上限時間に容易に達する傾向にあること。
- 一方で、週休日の部活動指導については、働き方改革の視点のほか、生徒の活動機会の保障の観点からの議論も必要であり、その在り方や縮減の方策については、国における部活動改革の議論も踏まえながら、今後、段階的に検討を重ねていく必要があるもの。
- 上記を踏まえ、本プラン期間中の目標としては、規則に定める上限時間を踏まえつつも、学校の実情を踏まえ、かつ段階的な設定とすることにより、当該業務以外の負担感の所在についても可視化し、学校における主体的取組を一層推進していくもの。
- なお、週休日の部活動指導従事時間については、引き続き集計を行うものであり、(1)の目標の進捗管理等を通じ、教職員の健康確保を図っていくもの。

2 業務への充実感や、健康面での安心感の向上

令和5年度において、「授業や授業準備に集中できている」、「健康でいきいきと業務を行っている」、「業務にやりがいを感じている」等の肯定的実感が、令和3年度の実施結果から向上することを目指します。

これらの実感の変化を把握するため、教職員へのアンケート調査を実施します。

【設定の考え方】

- 時間外在校等時間の縮減という定量的指標だけでは働き方改革の実現とはいえず、教職員の業務負担等に係る肯定的実感という定性的な指標を用いて、主に心理面での負担感の推移を把握していくもの。

第9 具体的取組

県立学校、県教育委員会、市町村教育委員会・市町村立学校の各主体において、以下の取組を展開します。

I 県立学校の取組

県立学校の働き方改革については、県立学校が主体となって実施する以下のような取組を県教育委員会が実施する取組（p15～）と両輪となって進めます。

1 管理職員の適切なマネジメントの推進

① 学校のアクションプランの推進

- 県立学校において、本プランの内容を踏まえ、それぞれの取組目標や具体的取組を含むアクションプランを策定し、各校がその実状に応じ、主体的に取組を進めます。

② 長時間勤務者の要因分析の実施

- 管理職員は、毎年度、人事面談の機会を捉え、全教職員と自校における時間外在校等時間の状況を共有するとともに、各担当で実践する働き方改革の取組について意見交換を実施します。

また、時間外在校等時間が慢性的に月 80 時間以上の教職員については、その要因の把握を行うとともに、業務分掌の見直し、業務スクラップ等による改善の方向性を話し合います。

- さらに、時間外在校等時間が月 100 時間以上の教職員については、産業医による保健指導を必須とし、管理職員は、毎月その指導内容を踏まえながら、個々の教職員の長時間勤務の要因分析と改善の検討を行うこととします。

③ 部活動の適正化

- 管理職員は、校内の各部が、「学校の部活動に係る活動方針」の休養日及び活動時間に関する基準に基づく活動を行うことを推進するとともに、複数顧問の配置や部活動指導員の活動を推進し、適切な部活動の運営及び管理に係る体制の構築に取り組むなど、適切なマネジメントを行います。

2 教職員の健康管理

① 長時間勤務者の要因分析の実施（再掲）

1 ②に同じ。

② 衛生委員会の効果的活用

- 衛生委員会を機能的に活用し、教職員ごとの時間外在校等時間の状況を共有するとともに、働き方改革の取組の方向性について議論するなど、各校の実効的取組につなげます。

3 学校における業務改善の推進

① 学校行事等の見直し

- 新型コロナウイルス感染症対策として実施した、行事の開催見送り、規模縮小、隔年開催などの各種見直しを踏まえ、今後も継続可能な見直しを検討・実施します。

② 会議の効率化

- 先進事例を踏まえ、ネットワーク利用による資料印刷の省略、説明項目の精選など、会議時間の短縮により、教員が授業準備等に集中するための時間を作り出します。

4 学校及び教員が担う業務の明確化・適正化等の推進

① 団体業務の負担軽減

- 部活動関係団体、PTA、同窓会等の事務局業務について、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化や、適切な役割分担を進めるよう、各団体と連携・協議していきます。

※ II 1(3)の取組と連動

② コミュニティ・スクールの導入の推進

- 地域人材による部活動指導、登下校の見守り、学習支援のバックアップなど、教職員の負担軽減を含め、学校と地域とが一体となった学校づくりを推進できるよう、コミュニティ・スクールの導入を積極的に推進します。

Ⅱ 県教育委員会の取組

備考1： **新規**は本プランからの新規事業、**拡充**は前プランからの取組を拡充するもの

備考2： 令和4年度以降の取組内容は各年度の県予算編成において決定されるもの

1 学校の取組支援

(1) 先進的取組の普及

① **新規** 働き方改革事例集の作成 (県立・小中)

- 県立学校・市町村立学校における働き方改革の先進的取組事例をとりまとめ、学校間で共有することにより、全県の学校への取組の波及を図っていきます。

特に、新型コロナウイルス感染症対策として行った、各種行事等の見直し事例については、大きな業務削減のきっかけになり得るものとして、重点的にとりまとめ、波及を図ります。

② 学校給食費の公会計化の推進 (小中)

- 学校給食費の公会計化に係る県内の先行事例について、研修会等を通じ各市町村教育委員会に提供するなど、各市町村教育委員会の公会計化に向けた環境整備を支援します。

③ 教員等のワーキンググループによるスクラップアンドビルドの提案内容の実施 (県立・小中)

- 平成30年度と令和元年度にとりまとめた提案内容を実施していくとともに、学校がその実状に応じて実践する事例については、その周知・普及を図ります。

④ **新規** 先進事例のメルマガ配信 (県立・小中)

- ワーキンググループにおける提案や、事例集における各事例等について、個別にわかりやすく順次紹介していくメルマガを配信することで、先進的取組の周知・普及を図ります。

(2) **新規** 地域・保護者の理解醸成 (県立・小中)

- 地域・保護者に対し、学校における働き方改革の趣旨についての理解醸成を図るため、リーフレット等の学校での配架、ホームページ等での広報、PTA会合での出前説明を行うなど、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化や、適切な役割分担を進めます。

(3) **新規** 関係団体との連携 (県立・小中)

- 部活動関係団体、PTA、同窓会等の関係団体に対し、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化、適切な役割分担を進める観点から、当該団体に係る業務の負担軽減などについて要請を行いながら、学校の働き方改革の実現に向けて当該団体と連携していきます。

2 環境整備

(1) チームとしての学校の推進

① 少人数学級の拡充 (小中)

- 本県では、平成 30 年度に少人数指導との選択制により、少人数学級（35 人学級）を小学校 5 年生へ拡充、さらに、令和元年度に小学校 6 年生に拡充したことにより、小中学校の全学年で少人数学級を実施しています。
引き続き、本プラン期間においても、小中学校の全学年での少人数学級を維持していきます。

② **新規** 小学校専科指導の充実 (小中)

- 教員の持ちコマ数を軽減し、教員が、児童生徒への指導や教材研究に注力できる環境を構築するため、専科指導のための教員配置を拡充します。

③ 教職員をサポートする専門スタッフの配置 (県立・小中)

- 教職員が、児童生徒への指導や教材研究に注力できる環境を構築するため、引き続き、教職員の事務作業の補助や、児童生徒に対する個別的できめ細やかな対応を行う専門スタッフを配置します。

◇ スクールカウンセラー

学校における教育相談体制の充実を図ることを目的として配置される、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する職員

◇ スクールソーシャルワーカー

教育相談体制の充実を図ることを目的として配置される、社会福祉の専門的な知識・技術を有する職員

◇ すこやかサポート職員・学校生活サポート職員

児童生徒の学力向上や生徒指導の充実を目的とした教育活動の一環として、退職教職員や教員免許の保有者等の多様な人材から成る職員

◇ かがやきプラン推進事業支援員

障がい等によって特別な支援を必要とする生徒への個別的な対応を行うため、学校に配置される職員

◇ 教員業務等支援員

教職員の業務支援を図り、教職員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的として、教職員の事務の補助を行う職員

◇ スクールサポートスタッフ

教職員の業務支援を図り、教職員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的として、学校に配置される卒業生の保護者などの地域人材から成る職員

④ 事務の共同処理の推進 (小中)

- 行政事務の専門性を強化し、教育活動へのきめ細やかな支援を行うことを目的

に実施している給与・旅費等の事務の共同実施を引き続き実施し、事務職員の負担を軽減するとともに、事務処理の適正化や、学校間の連携強化等を図ります。

⑤ 登下校に関する関係機関・地域との連携強化 (小中)

- 地域住民、保護者等によるスクールガード（登下校の見守り）等が広く行われることにより、学校及び教員が担う業務に係る地域との適切な役割分担が一層推進されるよう、スクールガード・リーダーの配置等を支援します。

(2) 制度等改善

① 拡充 統合型校務支援システムの在り方の検討等 (県立・小中)

- 市町村立学校については、市町村によって、統合型校務支援システムが未導入であることや、導入していても市町村ごとに仕様が異なることにより教職員の負担となっている現状を踏まえ、県と市町村が連携してICTに関する課題等を検討するために設置した「岩手県学校教育ICT推進協議会」において、県内統一の統合型校務支援システムの在り方等について検討を行います。

- 県立学校については、アレルギー、病気、障がい等の生徒の個人情報情報を教員間で正確かつ安全に共有できるよう、現行システムに新たに保健機能を追加します。

<本プランにおける発展>

- 前プランにおいては、平成30年度に、県立学校のシステムについて、機能の拡充、操作の簡便化、ユーザーインターフェースの向上等のシステム改修を行ったところであり、本プランにおいては、さらに上記の見直し等を拡充するものです。

② 拡充 各種の学習状況調査の改善 (小中)

- 令和3年度以降の県学習定着度状況調査について、国語、算数・数学の2教科に精選して実施し、教員の採点・入力等の負担軽減、結果のフィードバックまでの時間短縮を図ることにより、各学校が調査結果の分析・活用に注力できるよう取り組みます。

<本プランにおける発展>

- 前プランにおいては、平成30年度に中2英語の調査を英検I B Aにより実施するよう見直しを行ったところであり、本プランにおいては、さらに上記の見直しを拡充するものです。

③ 多忙化解消の視点を持った研究指定の実施 (小中)

- 小中学校における教育の充実改善を目的に実施している、教育課程や学習指導方法等に係る研究について、県教育委員会による指定の重点化・精選を進めるとともに、各学校において、発表資料の簡素化、研究紀要の作成合理化、礼状の省略等の取組を進めるよう、働きかけを行います。

- ④ **新規** 初任者研修制度の見直し (県立・小中)
- 初任者研修について、初任者の受講に伴う負担を軽減するため、各実施機関の役割をより明確にしつつ、それぞれが実施する研修内容の整理・精選や組換え等を行い、令和3年度から日数等を縮減して実施します。
- ⑤ 教員等のワーキンググループによるスクラップアンドビルドの提案内容の実施 (県立・小中) (再掲)
- 1(1)③に同じ。
- ⑥ **新規** 県教育委員会が実施する会議・調査等の削減 (県立・小中)
- 新型コロナウイルス感染症対策として実施した各種の見直しを踏まえ、学校を対象とする研修・会議・照会・調査等の削減・合理化を検討します。
- ⑦ **新規** 県立学校におけるICT環境整備 (県立)
- 全県立学校に無線LAN環境を整備し、大型提示装置や生徒への貸出用1人1台端末等を段階的に整備するなど、県立学校へのICT環境整備を進め、授業準備の効率化等を図るとともに、ICT支援員の配置や、総合教育センターにおける教員向けICT研修の充実により、教員のICT機器等の効果的な活用を支援します。

(3) 部活動の適正な運営

- ① 部活動指導員の配置 (県立・小中(※)) ※中学校に限る。
- 部活動を担当する教員の負担軽減及び部活動の質的な向上を図るため、中学校及び高等学校への部活動指導員の配置を継続します。
- ② 「岩手県における部活動の在り方に関する方針」の徹底 (県立・小中(※))
※中学校に限る。
- 「岩手県における部活動の在り方に関する方針」(平成30年6月策定)について、県立学校及び市町村教育委員会に対し、休養日や活動時間の基準など、方針の周知と共通理解の徹底を図ります。

《県の方針による基準》

【中学校】

- ・ 週当たり2日以上(平日1日以上、週末1日以上)の休養日を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

【高等学校】

- ・ 週1日以上(以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上)の休養日の設定に努める。
- ・ 1日の活動時間は、学校の特色及び種目等を考慮し、各学校において適切に設定する。

③ **新規** 中学生スポーツ・文化活動に係る研究会の提言を踏まえた実践（小中（※））

※中学校に限る。

- 適切な部活動体制の推進に向け、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを徹底しながら、「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」で取りまとめられる望ましい活動・環境の姿の実現に向け、関係機関と連携し、中学生のスポーツ・文化活動の機会の確保・充実等のための環境整備や体制の構築を図ります。

④ **新規** 地域部活動推進のための実践研究（県立・小中（※））

※中学校に限る。

- 国で推進する部活動改革に対応し、休日の部活動の段階的な地域移行の実践研究を実施します。

（４）勤務時間の適正管理

① **拡充** タイムカード等による客観的な勤務時間把握（県立）

- 平成 30 年度から全県立学校で実施しているタイムカード等による客観的な勤務時間把握を継続します。
- 管理職員は、得られたデータをもとに、各教職員が置かれている業務負担の状況を把握・分析し、教職員間の業務平準化、業務のスクラップアンドビルド等の時間外在校等時間の縮減に向けた取組や、医師の保健指導等による心身不調の未然防止に向けた取組など、適切なマネジメントを実施します。
- また、市町村立学校においても同様の取組を行うよう働きかけを行います。

<本プランにおける発展>

- タイムカード等により把握する時間とは別に、週休日における部活動指導従事時間（教員の長時間勤務の大きな要因となっている。）を抽出・把握することにより、管理職員が、同業務以外の要因についても詳細な分析を行えるようにします。

② **拡充** 夏季・年末年始の学校閉庁日の設定（県立）

- 仕事と休みのメリハリを設けることで教職員の疲労や心理的負担の軽減を図るため、夏季・年末年始に、緊急時の連絡体制を構築しつつ、学校閉庁日の設定を実施します。
- また、市町村立学校においても同様の取組を行うよう働きかけを行います。

<本プランにおける発展>

- 時間外在校等時間の縮減に効果的な取組であることに鑑み、令和 3 年度から学校閉庁日の設定を推奨する期間や、基準日数（推奨期間において閉庁日を設定する最低限の日数）を拡大します。

③ **拡充** 留守番電話等による時間外対応の推進（県立）

- 勤務時間外・週休日等における外部からの学校への連絡については、緊急時の

連絡体制を構築しつつ、留守番電話等による対応とすることを推進します。

- また、県立学校の導入事例の紹介等を通じ、市町村立学校においても同様の取組を行うよう働きかけを行います。

<本プランにおける発展>

- 前プランにおける「在り方の検討」から、取組を発展させ、プラン期間内に全県立学校への留守番電話導入を目指します。

3 健康確保

(1) 労働安全衛生体制の確立及び効果的活用

① 小中学校労働安全衛生管理研修会の実施 (小中)

- 市町村立学校における労働安全衛生体制の整備を推進するため、県内の市町村立学校の管理職員を対象に、体制整備の支援・助言を内容とする研修会を実施します。

② 県立学校等安全衛生管理者研修会の実施 (県立・小中)

- 各学校における安全衛生管理活動の充実や、市町村立学校における労働安全衛生体制の整備を推進するため、県立学校の衛生管理者及び市町村教育委員会の担当者を対象に、先進的取組の普及や体制整備の支援・助言を内容とする研修会を実施します。

(2) 心とからだの健康対策

① 拡充 長時間勤務者への産業医による保健指導の強化 (県立)

- 時間外在校等時間が月 80 時間以上の教職員については、学校から産業医への報告を必須とし、産業医から適切な保健指導を行う体制を確保します。
- また、市町村立学校においても同様の取組を行うよう働きかけを行います。

<本プランにおける発展>

- 上記に加え、時間外在校等時間が月 100 時間以上の教職員については、産業医による保健指導を必須とし、管理職員はその指導内容を踏まえながら、個々の教職員の長時間勤務の要因分析と改善の検討を行うこととします。

② 専門医によるメンタルヘルス相談窓口の設置 (県立・小中)

- 専門医(精神科医)によるメンタルヘルス相談窓口を通年で設置し、メンタルヘルスの不調の早期発見及び症状緩和のための相談体制を確保します。

Ⅲ 市町村教育委員会・市町村立学校の取組

- 市町村立学校の働き方改革については、学校設置者である市町村教育委員会がその取組を進めることが基本となります。
- 市町村教育委員会においては、本プランを参考に、同様のプラン、基本方針、実施計画等を策定し、その実状に応じた目標を設定するなど、市町村立学校の働き方改革を推進いただきたいと思います。
- 上記の立場を基本としつつ、県教育委員会では、以下のような市町村立学校に直接効果を及ぼす全県的取組の実施を通じ市町村立学校を支援するとともに、市町村教育委員会への研修会の実施や、先進的取組の周知、効果的取組の実施の働きかけなどを通じ、市町村教育委員会と連携し、一体となって県全体の働き方改革の推進を図っていきます。

【県教育委員会による市町村立学校への支援】

- ・ 関係団体への要請、地域・保護者の理解醸成の推進など、学校及び教員が担うべき業務の明確化、適正化や適切な役割分担の推進に向けた取組
- ・ 教職員の業務を支援する専門スタッフ、部活動指導員の配置や、専科指導教員の拡充などの人的支援の取組
- ・ 県内統一の統合型校務支援システムの導入の検討など、学校のICT環境整備を進める取組
- ・ 部活動休養日や活動時間の基準の策定や、中学生スポーツ・文化活動に係る研究など、部活動の適正な運営に係る方向性の構築に向けた取組
- ・ メンタルヘルス相談窓口の設置など、教職員の健康確保の取組 など

第10 プランの推進

プランの目的の実現に向けて、県内学校の教職員一人ひとりが計画内容を共有できるよう、県立学校及び市町村立学校に周知し、浸透を図っていきます。

また、年度ごとに、取組の進捗状況や時間外在校等時間（週休日の部活動指導従事時間を含む。）の推移の把握、目標の達成状況の分析を実施し、必要に応じ、目標や具体的取組の見直しを行いながら、プランを着実に推進します。

【参考資料 1】 県立学校における教員の時間外在校等時間の状況

(1) 教員 1 人あたりの時間外在校等時間の月平均 (単位: 時間)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(※)
高等学校	34.0	33.6	41.1	41.9	36.5
特別支援学校	9.2	9.6	16.7	19.8	22.1
県立学校全体	26.8	26.5	33.9	35.2	32.0

(2) 時間外在校等時間が月 80 時間以上の教員の割合 (単位: %)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(※)
高等学校	13.1	12.4	13.5	12.5	5.0
特別支援学校	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
県立学校全体	9.3	8.8	9.6	8.8	3.5

(3) (2)のうち、時間外在校等時間が月 100 時間以上の教員の割合 (単位: %)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(※)
高等学校	7.6	6.7	6.8	5.8	0.4
特別支援学校	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
県立学校全体	5.4	4.7	4.8	4.1	0.3

(4) 時間外在校等時間が月 45 時間超の教員の割合 (単位: %)

年度	令和元年度	令和 2 年度(※)
高等学校	36.9	32.3
特別支援学校	7.1	8.9
県立学校全体	27.9	25.1

※ 令和 2 年度は、第 3 四半期までの実績

【参考資料2】 教職員の病気療養状況

(1) 引き続き14日以上療養した教職員（単位：人）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
県立学校	136	103	123	114
市町村立学校	167	158	189	203
県教委事務局	6	6	10	2
全体	309	267	322	319

(2) (1)のうち精神疾患の者（単位：人）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
県立学校	48 (35.3%)	38 (36.9%)	36 (29.3%)	39 (34.2%)
市町村立学校	74 (44.3%)	70 (44.3%)	76 (40.2%)	104 (51.2%)
県教委事務局	2 (33.3%)	1 (16.7%)	3 (30.0%)	1 (50.0%)
全体	124 (40.1%)	109 (40.8%)	115 (35.7%)	144 (45.1%)

※ 括弧内は、(1)の人数に占める割合

【参考資料3】 国の動向

※ 前プラン策定後の主な動き

(1) 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」の通知（平成31年3月18日付け文部科学事務次官通知）

平成31年1月の中央教育審議会の答申を踏まえ、教師が子供たちに対して効果的な教育活動を行えるようにするため、各教育委員会及び各学校がそれぞれの権限と責任において取り組むことが重要と考えられる方策を整理し、各教育委員会に対して必要な取組の徹底を呼びかけたもの。

【概要】

ア 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

勤務時間管理の徹底と勤務時間の上限に関するガイドラインに係る取組、適正な勤務時間の徹底、労働安全衛生管理の徹底、研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革及び学校評価等

イ 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

これまで学校が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方に基づく、役割分担・適正化のために必要な取組の実施等

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</p> <p>⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</p> <p>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>

ウ 学校の組織運営体制の在り方

業務効率化や校務分掌の在り方の適時柔軟な見直しなど、教育委員会から所管の学校に対する取組の促進及び支援等

エ 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年12月11日公布）

学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正したもの。

【概要】

ア 一年単位の変形労働時間制の適用（休日のまとめ取り等）

学期中の業務の縮減に加え、集中して休日確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師について、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする。

イ 業務量の適切な管理等に関する指針の策定

文部科学大臣が、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

(3) 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年1月17日）

給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めたもの。

【概要】

ア 勤務時間管理の対象

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

イ 上限時間

- ① 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※ 上記のほか、児童生徒に係る臨時的な特別の事情がある場合の特例有り

【参考資料4】「岩手県教職員働き方改革プラン」策定・推進会議

本プランの策定にあたっては、学校関係者、関係団体の役員等で構成される「「岩手県教職員働き方改革プラン」策定・推進会議」を立ち上げ、検討を行ってきました。

「岩手県教職員働き方改革プラン」策定・推進会議 構成員

団体・所属名	職	氏名
岩手県小学校長会	常任理事（総務部長） （向中野小学校長）	中村 雅彦
岩手県中学校長会	常任理事（総務部長） （下橋中学校長）	松葉 覚
岩手県高等学校長協会	盛岡南高等学校長	阿部 圭次
岩手県特別支援学校連絡協議会	花巻清風支援学校長	中塚 真
盛岡市教育委員会事務局	参事兼学務教職員課長	紺野 好弘
一般社団法人岩手県PTA連合会	会長	田口 昭隆
岩手県高等学校PTA連合会	会長	清水 成樹
岩手県教職員組合	書記次長	青野 大祐
岩手県高等学校教職員組合	書記次長	柳田 陽一
岩手県教育委員会事務局教育企画室	教育企画推進監	渡辺 謙一
	予算財務課長	千葉 順幸
〃 教職員課	参事兼総括課長	山村 勉
	首席経営指導主事兼 小中学校人事課長	金野 治
	首席経営指導主事兼 県立学校人事課長	高橋 一佳
〃 学校調整課	首席指導主事兼総括課長	木村 克則
〃 学校教育課	総括課長	中川 覚敬
〃 保健体育課	首席指導主事兼総括課長	清川 義彦
〃 生涯学習文化財課	首席社会教育主事兼総括課長	藤原 安生